

令和3年9月28日

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

新型コロナウイルス感染症に係る 施設の使用制限等の協力依頼等について

兵庫県への緊急事態宣言は解除されますが、引き続き感染収束に向けて取り組む必要があることから、下記の通り営業時間の短縮等について、ご協力をお願いします。

記

1 期 間 令和3年10月1日(金)から令和3年10月21日(木)まで

2 対象地域 兵庫県全域

3 要請内容

[特措法第24条第9項等に基づく]

(1) 多数利用施設

| 種類・施設例 | 内容 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">遊技施設 [パチンコ屋等]遊興施設 [個室ビデオ店、場外馬券売場等]商業施設(生活必需物資を除く)サービス業(生活必需サービスを除く) | <ul style="list-style-type: none">21時までの営業時間短縮の協力依頼人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施を要請酒類提供^(※1)は11時～20時30分までとすることを要請(「一定の要件」^(※2)を満たすこと) ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること業種別が「トライイン」等に基づく感染対策の徹底を要請 |

(2) イベント関連施設

| 種類・施設例 | 内容 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">劇場、映画館等 [劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等]集会・展示施設 [集会場、公会堂、展示場、貸会議室等]ホテル・旅館(集会用に供する部分)運動施設・遊技施設 [体育館、ホッケー場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地等]博物館等 | <ul style="list-style-type: none">21時までの営業時間短縮の協力依頼イベント開催制限の要件^(※3)を準用した施設の運用を要請人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施を要請酒類提供^(※1)は11時～20時30分までとすることを要請(「一定の要件」^(※2)を満たすこと) ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること業種別が「トライイン」等に基づく感染対策の徹底を要請 |

※1 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む

※2 アクリル板の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店内は原則4人以内

※3 イベント開催制限の要件[国の開催基準を踏まえ決定]

| 区 分 | 収容定員 | 人数上限 |
|--------------------------|--------|---------------------------------------|
| 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの | 100%以内 | 5,000人又は収容定員の50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方 |
| 大声での歓声・声援等が想定されるもの | 50%*以内 | |

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

*異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。

お問い合わせ先

◆兵庫県時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間: 平日 9時～17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間: 平日 9時～17時

◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html